

情報通信審議会 電気通信事業政策部会  
電気通信番号政策委員会（第45回）

（1） 電気通信番号政策委員会構成員（敬称略）

相田 仁（主査）、大谷 和子、河村 真紀子、猿渡 俊介、藤井 威生、森 亮二、矢入 郁子。

山下 東子（以上8名）

（2） 総務省

杵浦 維勝（電気通信技術システム課長）

（3） 事務局

八代 将成（番号企画室長）、齊藤 浩之（番号企画室課長補佐）

**【相田主査】** 本日は皆様、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。  
ます。

定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第45回会合を開催いたします。

本日、御都合により、石井委員は御欠席と伺っております。

まず、事務局より開催に当たっての御説明をお願いいたします。

**【事務局】** 事務局でございます。

まずは、ウェブ会議による開催上の注意事項について御案内いたします。

本日の会合の傍聴者につきましては、音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただいております。事務局において傍聴者は発言できない設定とさせていただいておりますので、設定の変更をしないようお願いいたします。

また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにし、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。

御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を全員宛に書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名していただく方式で進めさせていただきます。

発言する際には、マイクと映像をオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。

接続に不具合がある場合には、速やかに再接続をお願いします。

その他、チャット機能で随時全員宛に連絡をいただければ対応させていただきます。

注意事項は以上になります。

続いて、配付資料の確認です。

議事次第に記載されておりますとおり、資料45-1から資料45-3の計3点となっております。

事務局からは以上です。

**【相田主査】** ありがとうございます。配付資料につきまして、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。

議題の(1)は、一次答申(案)に対する意見募集の結果等についてでございます。

第43回会合で取りまとめた本委員会の一次報告書(案)につきまして、10月3日に開催された電気通信事業政策部会において一次答申(案)として承認され、10月4日土曜日から11月4日火曜日までの間、意見募集が行われました。

本日は、寄せられた御意見に対する考え方について検討を行いたいと思います。

まずは、事務局から意見募集の結果等について説明をお願いいたします。

**【齊藤番号企画室課長補佐】** 事務局でございます。それでは、資料45-1及び資料45-2に基づきまして御説明させていただきます。

資料45-1でございます。こちら今、主査からお話いただきましたとおり、意見募集の結果を取りまとめた資料となっております。意見募集につきましては意見提出が10件ございまして、法人が4件、個人が6件となっております。これを踏まえて意見の修正をした点は1か所となっております。それぞれ順に御説明させていただきます。

意見の1でございます。こちら、個人の方からでございます。「卸先の電気通信事業者に対して電気通信番号使用計画の認定を受けているか、確認をすること」という記載が実際に認定を受けているか否か、関係ないと誤って読み取れるおそれがあるため、修正するべきではないかということで御指摘をいただきました。

この点、こちらの考え方といたしましては御指摘も踏まえまして、「卸先電気通信事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認すること」と修正をいたしたいと思っております。修正の有無につきましては、右側のとおり、有という形にさせていただいております。

続きまして2ページ目、総論に関してでございます。意見の2でございます。こちら、NTT東西からいただいております。意見2につきまして、今回示された方向性を基に下位法令の整備を具体的にしていくことについて賛同であることと、施行後は実効性を評価した上で、犯罪利用の動向や事業者負担等を考慮しながら適宜見直されることが必要であるということで御意見いただきました。

これに対する考え方といたしましては、まず賛同の御意見として承るとともに、御指摘のとおり総務省において見直し後の電気通信番号制度を適切に運用するとともに、必要に応じて番号を用いた特殊詐欺の態様等の変化を踏まえた見直しを行うことが望ましいと考える旨としてございます。修正の有無は無としてございます。

意見の3でございます。こちらはNTTドコモから一次答申(案)の方向性に賛同ということで御意見いただいておりますので、考え方は賛同の御意見として承る旨としてございます。

続けて3ページ目を御覧いただければと思います。意見の4でございます。申請者の役務継続性を審査するための申請書類につきまして、NTTドコモからの御意見でございます。申請者の過度な負担とならないよう、具体化をいただきたいということで御意見いただいております。こちらにつきましては、一次答申(案)の9ページに記載をしましたとおり、申請書類については、これまでの事業実績や今後の事業計画等に関する書類の提出を求めることが適当と考えますけれども、変更認定申請時においては、その申請者の負担等も勘案して申請書類を必要最小限とすることが適当である旨を改めて記載をさせていただき、総務省において今後、これを踏まえ、具体的な申請書類について検討されることが適当と考える旨とさせていただきます。修正の有無は無とさせていただきます。

続いて、総論の意見の5でございます。こちら、楽天モバイルからいただいた御意見でございます。申請者の役務継続性の確認については犯罪防止の観点から重要であり、申請者の役務継続性を審査するための申請書類について検討の方向性に賛同であること、また、役務継続性については、判断基準の透明性を確保することも重要と考えられること、また、申請に係る手続全般については、基本的には申請者の負担を軽減する方向で検討を進めていただきたいということで御意見いただいております。

こちらにつきまして、考え方は1点目につきまして賛同の御意見として承ると、2点目については御指摘のとおり、役務継続性の審査について総務省が策定する審査基準により判断基準の透明性が確保されることが重要と考えます。また、総務省において今後、具体的な

申請書類について検討を進めるに当たっては、その様式等についてもガイドライン等により明確化されることが適当である旨の記載をし、修正の有無は無とさせていただいております。

続きまして、5ページを御覧ください。こちら、提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件となっているところにつきまして、個人の方から御意見いただきました。こちら、電気通信番号を使用した特殊詐欺を端緒として窃盗罪により処罰された者を規定する方向で検討を進めることが適当とされているが、他の欠格事由との均衡から、処罰から2年に限定するべきではないかということで御意見をいただきました。こちらにつきまして、考え方は今後、総務省において具体的な規定ぶりの検討を行う際に御指摘のとおり、他の欠格事由との均衡を踏まえることが適当と考える旨、記載をさせていただき、修正の有無は無とさせていただいております。

続いて6ページを御覧ください。6ページ、役務の継続性があると認められる基準と、その確認の方法につきまして、意見7がNTTドコモから、その要件と確認の方法を明確化いただきたいということで御意見いただきました。こちらにつきましては、役務継続性があると認められる基準及び、その確認の方法は一次答申（案）に記載しましたとおり、事業者によって確認結果に差異が出ないように、ガイドライン等により明確化する方向で検討を進めることが適当であること、また、総務省において今後これを踏まえ、ガイドライン等により明確化が図られることが適当と考える旨を記載し、修正の有無は無とさせていただいております。

続けて、意見の8でございます。こちら、NTT東西からいただいております。役務継続性の具体的な確認事項について定めるガイドラインについて、早期に策定をいただきたいということで御意見をいただきました。この点、考え方としては御指摘のとおり、今後、総務省においてガイドライン等によって役務の継続性があると認められる基準と、その確認方法を明確化する際には、事業者の対応にかかる準備期間を考慮して適切な時期にその内容をあらかじめ公開することが適当と考える旨を記載し、修正の有無は無とさせていただいております。

続けて7ページを御覧ください。こちらは、役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数についての御意見でございます。意見の9、個人の方からいただいております。グレースケールの1ポチ目、卸元事業者が卸先の事業計画等の確認義務を負わせることには御賛同ということ、また2点目として、卸元事業者が卸先事業者の役務継続性の有無を確

認する際に書面の提出を直接受けるとされている点についても賛同いただいております。また、3点目でございますけれども、役務継続性の確認義務の適用除外となる番号数については、50番号以下とすることが検討されているが、この番号数はできる限り少なくするべきではないかということで御意見いただきました。

1点目、2点目につきましては、考え方としては賛同の御意見として承るとともに、3点目の御意見につきましては、提供番号数については一次答申（案）に記載をさせていただきましたとおり、番号の効率的な使用や不適正な利用の防止等の実効性と新規事業者に対する負担も勘案して、50番号以下と規定する方向で検討することが適切と考えます。また、総務省において、この番号数については今後、特殊詐欺の態様等を踏まえて必要に応じて見直しを行うことが適切と考える旨を記載し、修正の有無は無とさせていただきます。

続けて9ページを御覧ください。こちら、その他の項目となりますけれども意見の10、いわゆる飛ばし携帯について厳罰を科すべきということで御意見をいただいたものでございます。こちらにつきまして考えとしては、本答申（案）につきましては電気通信事業法における制度の見直しの方向性について取りまとめたものであること、また、各法令の規制については、その法令の趣旨等に鑑みて刑事罰等が規定されているものと考えているということで付記させていただきます。修正の有無は無とさせていただきます。

最後、意見の11については意見、個人の方2名からいただいたものをまとめてございまして、犯罪防止強化のため積極的に詐欺対策等を実施すべきだということで御意見をいただきました。こちらも考え方としては、改めて本答申（案）につきましては事業法に基づく見直しの方向性について取りまとめを行ったものであって、特殊詐欺に関してはこれまでも関係行政機関や事業者等により対策が講じられているところであり、今後も積極的に対策に取り組んでいくべきであると考えますということで御説明を差し上げてございます。

こちら、資料45-1につきましては以上となっております。これらを踏まえまして資料45-2でございますけれども、見え消しのような形で先ほど申し上げた例えば5ページのところでございますが、御指摘いただいた点については反映をするなど修正を施したものを資料45-2で御用意させていただきます。

事務局からの説明は以上となります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【相田主査】      ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明に関しまして御質問、御意見等ございます構成

員の方は、チャット欄に記入いただければ私で順に指名させていただきます。それが難しいようでしたら挙手を活用いただくなり、マイクを直接オンにしてお声かけいただいても結構でございます。

森構成員、お願いいたします。

【森専門委員】 ありがとうございます。御意見、割と想定されたようなところであったように思いますけれども、5ページ目の欠格事由のところなんですけれども、他の欠格事由との均衡から2年に限定すべきということで、それは確かにそうなんだろうと思いますけれども、お答えもこれでももちろん結構かと思えますけれども、他の欠格事由との均衡を踏まえるということが適当である、その均衡を踏まえることは適当だとは思いますが、この電話番号を利用した犯罪の場合、他のものとは若干違う面もあるのかな、非常に組織化されていたりとか、あるいは人数の動員が結構あるような収益性の高い犯罪ではないかと思われますので、もしかすると、その均衡を踏まえつつも、そういった犯罪の特質から区別をすることが今後あり得るのかなと、考え方としては二通りあるかなと思いました。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。

大谷構成員、お願いいたします。

【大谷専門委員】 大谷でございます。それぞれの御意見に対するコメント、考え方の取りまとめ、ありがとうございます。

事業者の皆様から非常に具体的なコメントをいただいているということもありまして、今後この制度が施行された時点で、非常に事業者の方には丁寧な御対応いただけるという期待が出てまいりましたので、ぜひ期待に応えるチェックなどをしていただくようお願いしたいと思います。

個人の方から直接、この御報告、答申（案）のテーマとはちょっと離れたようなコメントもいただいているところなんですけれども、特殊詐欺への対応として関係機関がそれぞれ取り組んでいる内容、それから事業者が取り組んでいる内容というのはなかなか見えづらいところがあるのではないかと考えております。今回の番号政策という観点での対応だけで対応できるようなものでもないと思いますので、それぞれの役割というのを一般の方に御理解いただくのは難しいと思いますし、また、そこまで求められているものではないと思うんですが、この特殊詐欺については様々な関係機関においてできることを取り組んでいるということ、特にその犯罪をしようと思う人がやりたくなくなるような形で十分に広

報していくことも必要になるのではないかなと思っております。

それによって一般の電気通信の利用者にとっても、これが詐欺ではないかとか、不法な利用方法なのではないかという気づきにもつながる可能性がありますので、ぜひそれぞれの関係機関でやられていることの全体像が見えるような形での広報というのを総務省さんにはお願いできればと思っております。

非常に書き方がちょっと難しいもので、あまり細かくしてしまいますと逆に抜け穴のようなものを探される懸念もありますので、今、打たれている対策の概要が分かるようなものをぜひ周知していただければと思っております。

私からは以上でございます。

**【相田主査】** 特には、この考え方そのものに何か変更を加えるべきという御意見ではないと思ってよろしいでしょうか。

**【大谷専門委員】** はい、さようです。申し遅れましたけれども、内容については賛同の意見でございます。

**【相田主査】** 現時点で他にチャットに記入いただいている方はいらっしゃらないようですが、よろしいでしょうか。

では、ただいま2件の御指摘につきまして、事務局から何かございますか。

**【齊藤番号企画室課長補佐】** 事務局でございます。ありがとうございます。

まず、森先生からの御指摘をいただきました意見6のところでございます。欠格事由との均衡を踏まえる点につきましては、現行の改正の法律の中でも認定の欠格事由のところでは詐欺罪等については2年というものを定めてございますので、それとの均衡をしっかりと取っていくことを念頭に置いてしっかり制度整備を進めてまいりたいと考えてございます。御指摘ありがとうございます。

大谷先生から御指摘をいただきました点、大変広範な詐欺対策に関する周知広報など適切に行っていくべきではないかというところも含めて、お話いただいた点ですけれども、まず、政府全体としては、国民を詐欺から守るための総合対策2.0ということで犯罪対策閣僚会議決定もしながら、各所で連携をして対策を進めていってございます。

また、総務省においても定期的にSNS、特殊詐欺に関する事業者の要請の実施などについては広報を行い、警察庁等とも連携しながらやっているところでございますけれども、引き続き分かりやすく周知をしていけるように検討を進めていきたいと思っております。

御意見いただきまして誠にありがとうございました。以上でございます。

【相田主査】 森委員、大谷委員、よろしゅうございますでしょうか。

【森専門委員】 ありがとうございます。結構です。

【相田主査】 続きまして山下先生、お願いいたします。

【山下専門委員】 ありがとうございます。山下です。50番号以下を適当とするという話で、もっと厳しくしたほうがいいのではないかというような御意見があったところについて一言だけ申し上げたいと思います。

50でいいのかどうかということは委員会でも2回ぐらい話し合いわれて、まず50でやってみようということになったものだと私は理解しています。そういう意味では、まず50でやってみて、その後、自分が申し上げたことですけれども、49番号をたさんの会社で申し込むとか、そういうようなことが横行するようになったら、また適宜措置をして番号の制限を考え直す、まずは走り出しなんだと理解しているので、それを御意見いただいた方にもお分かりいただきたいと思います。

非常に長い議論があったということをもう一度確認のために発言いたしました。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。この考え方の文面の中に、何かスタート時点では50番号とするというようなことも盛り込んだほうがいいのかという御意見でしょうか。

【山下専門委員】 そうではなくて、随分議論した末で50であるということと、運用してみて不具合があったらまた見直すことも委員会の中で話し合ったということも確認したいということです。無論、報告書に書くという意味ではございません。

【相田主査】 分かりました。

ただいまの件につきまして、事務局から何かコメントはございますか。

【齊藤番号企画室課長補佐】 ありがとうございます。御指摘をいただきましたとおり、委員会の中でも先生方にも十分に御議論いただきましたところでございます。おっしゃっていただいたとおり、まずは第一歩ということで、こちら、しっかり制度を運用していきながら、警察庁などとも連携して、情報提供を受けながら詐欺の状況などを踏まえて、必要なときにまたしっかり見直していけるように進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

【山下専門委員】 ありがとうございます。

【相田主査】 ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

それでは、いろいろ御指摘いただきましてありがとうございました。その上で、具体的に

修正すべきという意見はなかったと理解いたしましたので、この一次答申（案）への意見に対する考え方、及び一次答申（案）の一部修正というものを本委員会の検討結果として、親会でございます電気通信事業政策部に報告したいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【相田主査】 ありがとうございます。もし、てにをはの修正や形式的な修正が生じる場合は私に御一任いただければと思います。

それでは、議題2、その他ということで、今後の予定等について事務局から御説明をお願いいたします。

【齊藤番号企画室課長補佐】 事務局でございます。本日は御議論いただきましてありがとうございました。

相田主査から御説明いただきましたとおり、本日御議論いただいた一次答申（案）への意見に対する考え方及び一次答申（案）につきましては、今後開催される電気通信事業政策部に報告され、同部会で御議論いただくものでございます。

次回の電気通信番号政策委員会につきましては、御案内させていただきましたとおり、1月14日にIPネットワーク設備委員会モバイル網固定電話作業班と合同開催を予定してございます。

以上でございます。

【相田主査】 次回がもう明後日のことで、続けての御出席ということでもってお手数ではございますけど、どうぞよろしく願いいたします。

以上で、本日の議題、事務局に御用意いただいた議題は全て終了いたしましたけれども、全体を通じて御発言の御希望がございましたらお受けしたいと思います。いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

特にございませんようですので、以上をもちまして、本日の情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第45回会合を閉会いたします。本日も皆様、遅い時間にお集まりいただき、意見交換いただきましてどうもありがとうございました。